

東金市事務決裁規程の特例に関する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

東金市長      山   下      美   紀

東金市訓令第 4 号

東金市事務決裁規程の特例に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、副市長が欠けた期間における東金市事務決裁規程（平成 9 年東金市訓令第 3 号）の特例について定めるものとする。

(総務部長専決事項)

第 2 条 東金市事務決裁規程別表第 1    2    人事事項の表の規定にかかわらず、総務部長は、自己を除く 8 級の職（参事及び技監を除く。）に係る次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 勤務時間及び週休日の割振りに関すること。
- (2) 週休日の振替等に関すること。
- (3) 職員の休暇の承認に関すること。
- (4) 職員の出張命令及びその復命に関すること。
- (5) 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並びに管理職員の休日勤務の承認に関すること。
- (6) 職員の特殊勤務命令に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。